

さいたま市契約公報

第 1 4 号

令和 2 年 7 月 3 1 日 発行

発行所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (4 件)

- さいたま市立高砂小学校外 1 6 1 施設で使用する電気…………… 2
- 協働学習用ソフトウェア賃貸借 (R 2 ~ G I G A 対応) …………… 5
- 児童生徒用タブレット型コンピュータ賃貸借 (R 2 年-②) …………… 9
- さいたま市学習者用タブレット型コンピュータ等賃貸借 (R 2) …………… 1 3

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市防災ガイドブック (令和 2 年改訂版) の印刷…………… 1 7
- ・小型水槽付消防ポンプ自動車の購入…………… 1 7
- 消防団消防ポンプ自動車の購入…………… 1 7
- ・協働学習用ソフトウェア賃貸借 (R 2 ~ 小 3 5 校・中 2 1 校) …………… 1 7

一般競争入札の告示 (5 件)

- さいたま市のびのび健診受診 P R デザイン・印刷業務…………… 1 7
- さいたま市高血圧性疾患重症化予防対策業務…………… 2 0
- さいたま市桜環境センターアルミプレス売却…………… 2 3
- さいたま市東部環境センターアルミプレス売却…………… 2 3
- さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却…………… 2 3
- さいたま市桜環境センタースチールプレス売却…………… 2 3
- さいたま市東部環境センタースチールプレス売却…………… 2 3
- さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却…………… 2 3
- さいたま市立三橋小学校校舎改築工事に伴う仮設校舎賃貸借…………… 2 7
- さいたま市学習状況調査業務…………… 3 1

公募型プロポーザル方式の手続の開始 (2 件)

- 市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務…………… 3 4
- 市民会館おおみや新施設緞帳制作等業務…………… 3 6

競争入札参加資格関連の告示 (1 件)

- 令和 2 年度自動販売機等設置場所貸付事業の参加資格に関する告示…………… 4 0

[水道局]

特定調達契約の落札者等の公示

- ・水道メーターの購入 (その 1) …………… 4 1
- 水道メーターの購入 (その 2) …………… 4 1
- 水道メーターの購入 (その 3) …………… 4 1
- 水道メーターの購入 (その 4) …………… 4 1

・逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入……………	42
公募型プロポーザル方式の手続の開始（1件）	
○水道局営業系業務……………	42

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第68号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市立高砂小学校外161施設で使用する電気 36,076,700キロワット時

(2) 需要場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 需給期間

令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「その他」内の営業種目「電気」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年8月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は電気

事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課
担当 財務係 桑原 電話 048(829)1635

(2) 交付期間

公告の日から令和2年8月24日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

(5) 郵送による場合の書類の送付先

〒330-9588　さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部
教育財務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年9月1日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出

た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年9月14日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月16日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課
電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Supply of Electricity to 161 facilities in Saitama City, including Saitama Municipal Takasago Elementary School - 36,076,700 Kilowatt Hours

(2) Date and time of tender:

September 16, 2020, 9:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Education Finance Division, Department of Management, Secretariat, Saitama City Board of Education

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1635

さいたま市公告（調達）第69号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

協働学習用ソフトウェア賃貸借（R2～GIGA対応）

(2) 借入場所

さいたま市浦和区本太2-26-25 さいたま市立本太小学校外163校

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」若しくは「レンタル・リースその他」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に掲載のない者（当該営業種目について掲載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年8月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課
担当 研究推進・振興係 電話 048（829）1659

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p064861.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和2年8月28日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）

を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和2年9月4日（金）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年9月15日（火）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課

(3) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 入札回数等

- ア 再度入札は、1回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月17日（木）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(7) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(6)イに同じ

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課指導1課

電話 048(829)1659 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 入札参加者は、入札後、本公告等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Software for collaborative learning for 164 Saitama municipal schools (FY 2020)

(2) Date and time of tender:

September 16, 2020, 9:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

1st Supervision Division, Department of School Education, Saitama City Board of Education

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1659

さいたま市公告（調達）第70号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

児童生徒用タブレット型コンピュータ賃貸借（R2年－②）

(2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外163か所

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に掲載のない者（当該営業種目について掲載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年8月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 ICT教育推進係 電話 048（836）1713

(2) 交付期間

公告の日から令和2年8月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和2年8月31日（月）午前9時から午後4時まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和2年9月10日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部教育研究所
 - (3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月14日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所3階第3研修室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Lease contract for tender:

Computer tablets for elementary school students of 164 Saitama municipal schools including Takasago Elementary School (2020)

- (2) Date and time of tender:

September 14, 2020, 10:00 a.m

- (3) Contact point for the notice:

Institute of Education, Department of School Education, Board of Education Secretariat, Saitama City

6-13-15 Kishicho, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0064, Japan

Tel: 048-836-1713

さいたま市公告（調達）第71号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和2年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市学習者用タブレット型コンピュータ等賃貸借（R2）

- (2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外163か所

- (3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

- (4) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に搭載のない者（当該営業種目について搭載がない者を含む。）は、さいたま市財政

局契約管理部契約課に所定の様式により、令和2年8月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 ICT教育推進係 電話 048(836)1713

(2) 交付期間

公告の日から令和2年8月20日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年8月31日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。)1月当たりの額を記入すること。なお、本入札は公立学校情報機器整備費補助金に基づく補助金の交付が行われることから、入札金額の算定に当たっては、入札説明書に記載のとおり行うこと。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和2年9月10日(木)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部教育研究所

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月14日(月)午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所3階第3研修室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月14日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Computer tablets for learners of 164 Saitama municipal educational institutes including Takasago Elementary School (2020)

(2) Date and time of tender:

September 14, 2020, 10:30 a.m

(3) Contact point for the notice:

Institute of Education, Department of School Education, Board of Education Secretariat,
Saitama City
6-13-15 Kishicho, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0064, Japan
Tel: 048-836-1713

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公示第14号

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①14-1 ②さいたま市防災ガイドブック（令和2年改訂版）の印刷 637, 200部 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年6月1日 ⑤株式会社東京法規出版 代表取締役 菅国典 東京都文京区本駒込2-29-22 ⑥39, 314, 602円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年4月15日さいたま市公告（調達）第39号

①14-2 ②(1)小型水槽付消防ポンプ自動車 3台 (2)消防団消防ポンプ自動車 5台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年6月1日 ⑤(1)株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル19階 (2)埼玉消防機械株式会社中央支店 支店長 保泉和男 さいたま市南区辻4-18-10 ⑥(1)154, 308, 000円 (2)106, 700, 000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年4月15日さいたま市公告（調達）第40号

①14-3 ②協働学習用ソフトウェア賃貸借（R2～小35校・中21校） ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部指導1課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年6月3日 ⑤日本教育情報機器株式会社 代表取締役 熊田淳一 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥4, 081, 440円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和2年4月15日さいたま市公告（調達）第42号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1152号

さいたま市のびのび健診受診PRデザイン・印刷業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に

基づき公告する。

令和2年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市のびのび健診受診PRデザイン・印刷業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「デザイン」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課
担当 保健事業係 石川 電話 048(829)1277

(2) 交付期間

告示の日から令和2年8月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年8月20日(木) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月28日(金) 午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月28日(金) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課
電話 048(829)1277 FAX 048(829)1938

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1153号

さいたま市高血圧性疾患重症化予防対策業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市高血圧性疾患重症化予防対策業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」又は業務「その他」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課
担当 保健事業係 新井 電話 048(829)1277

(2) 交付期間

告示の日から令和2年8月18日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和2年8月21日(金) 午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
- ア 日時
令和2年8月31日(月) 午前9時30分
- イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室
- (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (4) 開札の日時及び場所
- ア 日時
令和2年8月31日(月) 入札終了後、直ちに行う。
- イ 場所
6(2)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 入札の無効
さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- (7) 入札事務を担当する課
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課
電話 048 (829) 1277 FAX 048 (829) 1938

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1148号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
- イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
- ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛りサイクルセンター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (6) 1(1)の売却について、さいたま市又は過去3年間（平成29年9月1日から令和2年8月31日まで）に他市町村で実績のある者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付方法
さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040418.html>
- (2) 交付期間
告示の日から令和2年8月25日（火）まで
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和2年8月17日（月）から令和2年8月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

- ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
担当 高木 電話 048(829)1336
- イ さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
担当 日高 電話 048(684)3802

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和2年9月8日（火）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和2年9月10日（木）午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和2年9月10日（木）午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和2年9月10日（木）午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和2年9月10日（木）午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和2年9月10日（木）午前11時20分
- (カ) 1(1)カの売却 令和2年9月10日（木）午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月10日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとする。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048(829)1336　FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1　さいたま市環境局施設部東部環境センター
電話 048(684)3802　FAX 048(686)0466

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市環境局施設部環境施設管理課
電話 048(829)1343　FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

6(8)イに同じ

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以

上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1154号

さいたま市立三橋小学校校舎改築工事に伴う仮設校舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年7月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立三橋小学校校舎改築工事に伴う仮設校舎賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市大宮区三橋2-20

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年8月1日から令和6年7月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に業種「建築工事業」の等級区分がS級で登載され、かつ、市内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない者を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない者を除く。
- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸又は土地建物の賃借を業務とする記載がある者であること。
- (7) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、当該設計及び工事監理に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。
- (8) 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できる者であること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (9) 過去10年以内に学校施設において、1,000㎡以上の賃貸借契約における仮設校舎施工実績がある者であること。

3 仕様書の閲覧及び貸出

仕様書は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、貸出を希望する者は、仕様書貸出申請書により、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課
担当　菅野　電話　048（829）1642

(2) 閲覧又は貸出期間

告示の日から令和2年8月19日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 一般競争入札参加資格等確認資料
- ウ 2(1)に規定する業種について、名簿に登載されていることを証する書類の写し
- エ 2(6)に規定する法人の登記内容がわかる現在事項全部証明書又は現在事項一部証明書の写し
- オ 2(7)に規定する建築士法第23条の3第2項の規定に基づく建築士事務所登録を受けている

ことを証する書類の写し及び配置予定の技術者に係る一級建築士免許証の写し

カ 2(8)に規定する配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し又は監理技術者資格者証の表面と裏面の写し及び専任で配置する技術者が、入札日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できる書類（監理技術者資格者証の写しをもって確認できる場合は省略可）

キ 2(9)に規定する契約実績を証する書類の写し

ク 建設業法第3条第1項に規定する許可証明書の写し

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部
学校施設課

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和2年8月26日（水）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 受付場所

4(3)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

令和2年8月26日（水）午前9時から午後4時まで

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認等

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。また、代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月2日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年9月2日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課

電話　048（829）1642　FAX　048（829）1989

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.1 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第1123号

さいたま市学習状況調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年7月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市学習状況調査業務

(2) 履行場所

委託者が指定する場所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年9月7日から令和3年3月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」、業務「電算」の受注希望業務「システム・プログラム開発」又は業務「その他」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会等からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

- (5) 過去5年間において、他の自治体の学習状況調査事業（採点、印刷、集計、配送）の契約を締結し履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 調査研究係 電話 048(866)4391
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和2年8月7日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和2年8月19日（水）午前9時から午後4時まで
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
- 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月31日(月) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年8月31日(月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限比較価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
電話 048(866)4391 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第1139号

市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年7月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区大門町2-118 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業
複合施設内1階・4階～9階 市民会館おおみや

(3) 業務概要

市民会館おおみや新施設アートワーク制作業務要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

(5) 予算の上限

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要領等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課

担当 文化施設係 電話 048(829)1227

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p074068.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和2年9月3日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続を行わなければならない。名簿に記載されている者であっても、参加意思の表明手続を行っていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書(正本1部、副本8部)

イ 企画提案実施要領に定める書類(正本1部、副本8部)

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出すること。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。詳細は、企画提案実施要領による。

(1) 受付期間

令和2年8月21日(金)正午まで

(2) 受付先

電子メールアドレス bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

電子メール送信後、速やかに3(1)アの電話番号に到達確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答方法及び回答予定日

令和2年8月27日(木)に3(1)イのホームページに掲載する。

6 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

電子メール及び郵送

(2) 交付日

令和2年9月10日(木)に交付する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（正本1部、副本8部）
- イ 企画提案実施要領に定める書類（正本1部、副本8部）
- ウ 見積書及び見積内訳書（正本1部）

(2) 受付期間

令和2年10月2日（金）まで（持参する場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

8 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、市民会館おおみや新施設ホール開設準備等業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要領を参照すること。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課
電話 048（829）1227 FAX 048（829）1996

10 その他

- (1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (7) 詳細は、企画提案実施要領による。

さいたま市告示第1140号

市民会館おおみや新施設緞帳制作等業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年7月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

市民会館おおみや新施設緞帳制作等業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区大門町2-1-18 大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業
複合施設内1階・4階～9階 市民会館おおみや大ホール（6階）

なお、建物は令和3年10月末に竣工予定。

(3) 業務概要

市民会館おおみや新施設緞帳制作等業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月15日まで

設置日については、令和4年2月を予定しているが、制作の進捗状況等を踏まえ、市と協議して定める。

(5) 予算の上限額

37,730,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

デザイン、制作、仮設、運搬搬入、吊り込み設置、調整一式、官庁等協議・調整（消防、警察、施設管理者、工事施工者等）、交通費等全て含む。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「美術品」、「デザイン」又は「その他の製作等」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要項等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、市民会館おおみや新施設緞帳制作等業務企画提案実施要項（以下「実施要項」という。）等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課
担当 文化施設係 電話 048（829）1227

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p073942.html>

(2) 交付期間

本告示の日から令和2年9月3日（木）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める

条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加意思の表明手続を行っていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 実施要項に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり電子メールにより質問することができる。詳細は、実施要項を参照すること。

(1) 受付期間

令和2年8月21日（金）正午まで

(2) 受付先

電子メールアドレス bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

なお、電子メール送信後、速やかに3(1)アの電話番号に到達確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

随時、3(1)イのホームページに掲載する。

6 参加資格確認結果通知書の交付

参加資格確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を、令和2年9月10日（木）を目途に郵送する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部及び副本8部）

イ 織物同等品のサンプル1点（添付書類は、正本1部及び副本8部）

ウ 見積書（正本1部）

(2) 受付期間

令和2年9月10日（木）から令和2年10月2日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 実施要項に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

8 事業者選定委員会

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると認められた者は、令和2年10月14日(水)に実施予定の市民会館おおみや新施設ホール開設準備等業務事業者選定委員会において、提案内容の説明をすること。場所等の詳細は、参加者数が確定した後、別途通知する。

なお、やむを得ない状況により、プレゼンテーションは開催しない場合がある。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、市民会館おおみや新施設ホール開設準備等業務事業者選定委員会において決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

10 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課

電話 048(829)1227 FAX 048(829)1996

11 その他

(1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし市が必要と認めるときは、市は応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(4) 応募書類の内容が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が行うこととする。

(5) 応募書類提出後の変更は認めない。ただし、誤字等の訂正又は配置技術者の病気、退職、死亡等のやむを得ない理由による変更で市が該当者と同等以上の者であると認める場合はこの限りでない。

(6) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(7) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(8) 応募書類の内容がそのまま業務委託の内容として実施されとは限らない。

(9) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(10) 詳細は、実施要項による。

○競争入札参加資格関連の告示

さいたま市告示第1137号

令和2年度に実施する市庁舎等における自動販売機等設置場所の貸付事業について、応募に必要な資格を定めたので、次のとおり公示する。

令和2年7月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 用語の定義

この告示において業者登録とは貸付契約を希望する事業者をさいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載することをいう。

2 登録業務

飲料、アイス類の自動販売機又は自動証明写真機の設置、管理及び販売の業務

3 業者登録の資格

業者登録の資格を有する者は、次の各号を満たす者とする。

(1) 市内の個人事業者又は県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人事業者であること。ただし、アイス類の自動販売機若しくは自動証明写真機の設置等を行う事業者の場合又は自動販売機の設置場所が市外の場合は、この限りではない。

(2) 自動販売機の設置、管理等の業務を自ら行い、かつ、同種の契約等を過去2年の間に2回以上全て誠実に履行した個人又は法人であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項の規定に該当する者及び第2項の規定によりさいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

イ 県税又は市税に滞納がある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条若しくは第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等又はその構成員

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又は構成員

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属している者

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、申請書にさいたま市自動販売機設置業者登録名簿制度実施要領（以下「実施要領」という。）に定める必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 受付期間

令和2年8月17日（月）から令和2年8月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

(3) 提出方法

持参

5 実施要領の交付

(1) 交付場所

ア さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p055339.html>

イ 4(2)に同じ

(2) 交付期間

告示日から令和2年8月28日(金)まで(5(1)イにおいては、休日を除く午前9時から午後5時まで)

6 登録審査

市長は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に記載し、一般に公開する。

7 審査結果の通知

審査の結果については、郵送により通知する。

8 登録の有効期間

登録名簿に登載された日から2年間

9 その他

詳細は、実施要領による。

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公示第14号

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年7月31日

さいたま市水道事業管理者 小島正明

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人の場合はその名称及び所在地) ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①14-1 ②(1)水道メーターの購入(その1) 9,390個(平型20mm) (2)水道メーターの購入(その2) 9,390個(平型20mm) (3)水道メーターの購入(その3) 9,390個(平型20mm) (4)水道メーターの購入(その4) 4,050個(リモート式20mm) ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年6月23日 ⑤(1)前澤給装工業株式会社埼玉営業所 所長 森淳 さいたま市浦和区常盤2-10-19 (2)アズビル金門株式会社さいたま営業所 所長 柿木敏文 さいたま市中央区本町西4-18-1 (3)東洋計器株式会社北関東支店 支店長 赤羽誠 さいたま市北区宮原町4-2-20 第3益山ビル3階 (4)愛知時計電機株式会社大宮営業所 営業所長 岡田博之 さいたま市大宮区大成町1-101 齊藤ビル4階 ⑥(1)23,756,700円 (2)24,169,860円 (3)23,963,280円 (4)38,847,600円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年4月30日さいたま市水道局公告(調達)第7号

① 14-2 ②逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入 44,750個 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和2年6月23日 ⑤株式会社松本商会 代表取締役 松本充弘 さいたま市北区植竹町1-73 ⑥32,035,564円 ⑦一般競争入札 ⑧令和2年4月30日さいたま市水道局公告(調達)第8号

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市水道局告示第90号

水道局営業系業務について、公募型プロポーザル方式の手続を実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和2年7月29日

さいたま市水道事業管理者 小島 正 明

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

水道局営業系業務

(2) 履行場所

さいたま市北区盆栽町200-1外

(3) 業務概要

水道料金等の徴収に係る検針及び調定業務、収納及び未納整理業務、開閉栓業務、窓口業務、電話受付業務等

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 提案見積限度額

本プロポーザルの提案見積限度額は4,150,000,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 参加形態

単体企業とする。

3 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に記載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者並びに清算開始、破産手続開始、更生手続開始及び再生手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいた

ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合において、その組合員が本件に参加している者

(3) 本告示日から最優秀提案者として選定され、優先交渉権者と決定される日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本告示日において、次のいずれにも該当する者であること。

ア 給水人口20万人以上又は給水件数10万件以上の国内水道事業体の給水区域全域又は国内水道事業体の給水区域の一部（当該給水区域内の一部に係る給水人口が20万人又は給水件数が10万件以上であるものに限る。）において、水道メーター検針業務を受託し、2年以上継続して履行した実績（現在履行中のものを含む。）を有する者であること。

イ 給水人口20万人以上又は給水件数10万件以上の国内水道事業体の給水区域全域又は国内水道事業体の給水区域の一部（当該給水区域内の一部に係る給水人口が20万人又は給水件数が10万件以上であるものに限る。）において、水道料金未納整理業務を受託し、2年以上継続して履行した実績（現在履行中のものを含む。）を有する者であること。

ウ 給水人口20万人以上又は給水件数10万件以上の国内水道事業体の給水区域全域又は国内水道事業体の給水区域の一部（当該給水区域内の一部に係る給水人口が20万人又は給水件数が10万件以上であるものに限る。）において、水道の使用開始・中止の主たる電話受付業務を受託し、2年以上継続して履行した実績（現在履行中のものを含む。）を有する者であること。

(5) 本告示日において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

4 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要領等を郵送又は交付場所にて交付する。交付を希望する者は、交付場所へ電話で連絡すること。なお、交付した実施要領等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部営業課
担当 営業企画係 電話 048(714)3084

(2) 交付期間

本告示日から令和2年8月17日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

5 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、電子メールで次のとおり質問することができる。

なお、電子メール送信後、速やかに4(1)の電話番号に到達確認を行うこと。詳細は、実施要領による。

(1) 受付期間

本告示日から令和2年8月6日(木)午後4時まで

(2) 提出先

電子メールアドレス gyomu-eigy@city.saitama.lg.jp

(3) 質問に対する回答

さいたま市ホームページに、質問及び回答を公表する。

ア 回答日

令和2年8月12日(水)までに行う。

イ ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/031/002/p072414.html>

6 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加意思の表明手続を行っていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加意思表明書 1部

イ 実施要領に定める書類

(2) 受付期間

4(2)に同じ

(3) 受付場所

4(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

7 参加資格確認通知書の交付

確認審査終了後、公募型プロポーザル参加資格確認通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和2年8月24日(月)に交付する。

8 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加資格確認通知書により参加資格有と認められた者のみ、次の書類を提出することができる。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(正本1部、副本10部)

イ 実施要領等に定める書類

(2) 受付期間

令和2年8月25日（火）から令和2年9月11日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

4(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

9 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

10 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、水道局営業系業務事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要領等を参照すること。

11 参加事業者及び優先交渉権者の失格

次のいずれかに該当する場合は、参加資格の確認又は優先交渉権者の決定を取り消し、失格とする（企画提案書は無効となる。）。

(1) 委託契約の締結前に、3に掲げる資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載又は不足があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 自己の有利になる目的のため、選定委員会の委員及び市への接触等の働きかけ（第三者による場合も含む。）などがあった場合

(5) 見積金額が1(5)に示す提案見積限度額を超えている場合

(6) 正当な理由なくプレゼンテーションに参加しなかった場合

12 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部営業課

電話 048(714)3084 FAX 048(832)3344

13 その他

(1) 決定された優先交渉権者が、契約締結までの間に国又は地方公共団体の入札参加停止等を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。

(2) 本プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本プロポーザルの手続に係る一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) プロポーザルにて選定されなかった事業者は、本業務委託の再委託先となってはならない。

(7) 詳細は、実施要領等による。